

平塚市人権施策推進指針【改定版】

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間の生命や自由・平等など、私たち一人ひとりの日常生活を支えるための大切な権利です。そして、人権は時代や社会の変化につれて多様になってきており、幸せを求め、人間らしい生活を守ろうとする人々の願望が、権利意識を高めてきています。人権が尊重され誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するために課題に取り組み、一人ひとりがお互いを尊重しあうよう心がけることが大切です。

平塚市は、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにするため、平成 25（2013）年 2 月に「平塚市人権施策推進指針」を策定しました。

そして、指針の策定から 10 年が経過しました。令和 3（2021）年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、各種人権問題に関する啓発活動も活発化しました。一方で、差別や人権侵害に関するニュースは今もなお世間を騒がせていると同時に、国内外での人権を取り巻く状況はより一層複雑に変化を続けています。インターネットや SNS などの普及により、手軽に情報の発信ができるようになった反面、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害といった深刻な問題が指摘されています。さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者などに対する差別や誹謗中傷が問題視されています。

このように、新たな人権問題の発生及び日々多様化・複雑化する社会に適切に対応するため、指針を改定するに至りました。

◆ 指針の位置づけ ◆

「平塚市人権施策推進指針」は、本市において人権施策を推進するにあたり、人権尊重という視点から何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにするためのガイドラインとして、人権施策推進の基本理念と今後取り組むべき基本的な方向性を示しています。現在行っている施策はもとより、今後策定する諸施策についても、本指針の趣旨を十分くみ取ったものとなるよう整合性を図り、人権に関する諸施策を総合的、体系的に推進できるようにします。

基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」

基本目標

人権尊重意識の
高揚

一人ひとりの
人権を尊重する
まちづくり

多様な価値観や
個性を尊重し、
共に認めあえる社会
づくり

市民等との
協働による
まちづくり

市の基本姿勢

人権施策を推進するため、職員一人ひとりが人権尊重の趣旨を理解し、本指針に基づいて行動するとともに、関連部署や市民などの意見を取り入れながら連携を図り、適正かつ積極的に取り組んでいきます。

職員への人権研修

人権情報の
収集と活用

民間有識者等による
会議の設置

指針の見直し

人権施策の推進

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動のことを、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）のことを言います（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）。

人権教育の推進

学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、人権教育を積極的に推進します。

学校教育 人権に対する正しい知識を発達の段階に応じて身につけることにより、人権尊重への意識が態度や行動に表れるような人権感覚を身につけるための教育を推進します。

社会教育 日常生活の中で人権について学び、人権問題を自分のこととして捉え、主体的に取り組んでいくことができるよう、各種講座や研修会など、人権に関する学習の機会を提供します。

人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、様々な人権問題を自分の問題として認識し、また、他人の人権にも配慮した行動をとることについて理解を深め、日常生活の中で意識を高めてもらえるよう、あらゆる機会を通じて効果的な人権啓発を推進します。

相談・支援体制の充実

庁内外の関連部署・関係機関・団体などと連携を図り、個人情報 の適正な保護・管理に努めながら、個人が抱える人権問題に迅速かつ適切に対応できる、市民が利用しやすい相談体制づくりに努め、市全体の相談・支援体制の充実を図ります。

分野別施策の推進

女性の人権

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組
- 2 男女共同参画社会のための意識づくり
- 3 相談体制の充実と関係機関との連携
- 4 女性の活躍推進と男女が働きやすい環境づくりの推進
- 5 女性の政策・方針決定過程への参画の推進
- 6 女性の生涯を通じた健康支援

子どもの人権

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 児童虐待防止への取組 | 2 相談・支援体制の整備・充実 |
| 3 子どもの人権を尊重する意識啓発 | 4 家庭や地域社会での青少年健全育成 |
| 5 子育ての支援体制の充実 | 6 教育現場における取組 |
| 7 子どもの貧困対策の推進 | 8 新たな課題の実態把握 |

高齢者の人権

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 地域共生社会に向けた取組 | 2 高齢者の権利擁護の仕組みの充実 |
| 3 高齢者虐待の予防・被害者支援 | 4 福祉・介護サービスの充実 |
| 5 高齢者にやさしいまちづくり | |
| 6 認知症になっても安心して暮らせる社会づくり | |
| 7 高齢者に関する教育・啓発の充実 | |

障がいのある人の人権

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1 障がいを理由とする差別の解消に向けた教育・啓発 | |
| 2 障がいのある人に対する理解の促進 | 3 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実 |
| 4 障がいのある人の雇用・就労の支援と社会参加の促進 | |
| 5 障がいのある人にやさしいまちづくり | 6 福祉サービスの充実 |

同和問題

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 人権教育・啓発の推進 | 2 関係団体との連携 |
| 3 実態の把握 | 4 えせ同和行為の排除 |

外国につながるのある市民の人権

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| 1 外国につながるのある幼児・児童・生徒への教育支援 | |
| 2 外国につながるのある市民の生活支援 | 3 多文化共生・多文化理解の促進 |
| 4 外国につながるのある市民に対する理解の促進、ヘイトスピーチの解消 | |

疾病等（エイズ・HIV感染症、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族及び医療従事者等）にかかる人権侵害

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 正しい知識の普及啓発の促進 | 2 相談・支援体制の充実 |
|-----------------|--------------|

犯罪被害者等の人権

1 人権啓発の推進

2 相談・支援体制の充実

ホームレスの人権

1 自立支援・生活支援

2 人権擁護のための啓発活動の推進

インターネットによる人権侵害

1 インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進

2 インターネットの適切な利用に関する教育の充実

3 実態の把握

4 相談体制の充実

自殺・自死遺族の人権

1 普及啓発の推進

2 人材育成の推進

3 相談体制の整備

4 社会的な取組体制の充実

5 自殺未遂者及び自死遺族への支援体制の充実

災害発生時における人権侵害

1 災害に備えるための訓練・周知・啓発

2 人権擁護の視点に基づいた避難所の運営

3 様々な場面における女性の参画の推進と避難者の意見反映

4 防犯対策と相談への対応

セクシュアルマイノリティの人権

1 人権啓発の推進

2 人権教育の推進

3 相談・支援体制の充実

様々な人権問題

1 人権教育・啓発活動の推進

2 新たな課題の実態把握

平塚市人権施策推進指針【改定版】概要版

発行

平塚市市民部人権・男女共同参画課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL:0463-21-9861(直通) FAX:0463-21-9756